

◇ 「憲法 9 条京都の会」 申し合わせ ◇

1 私たちの目標について

憲法 9 条を守り、生かすこと

2 私たちは、多くの皆さんと対話をしながら、次のような活動に取り組みます。

- ① 憲法署名を集める活動
- ② 学習会の活動
- ③ 5 月 3 日、11 月 3 日の憲法集会
- ④ 経験を交流しあう活動
- ⑤ より多くの人たちの目に見えるような活動
- ⑥ 情報を収集し、発信する活動
- ⑦ その他、憲法 9 条を守り、生かすための活動

3 会の体制について

- ① 「私たちの目標」に賛同するすべての個人、団体、グループによって構成します。
- ② 全体の会合で選出された世話人によって構成される世話人会を置きます。世話人会は複数の代表世話人を置くことができます。
- ③ 世話人会で選出された事務局員によって構成される事務局を置きます。事務局は事務局長、事務局次長を置くことができます。
- ④ 世話人会は、複数の会計監査を置きます。
- ⑤ 会の財政は賛同金（年間 1 口 1 0 0 0 円）と事業収入とカンパでまかさないます。

4 会の運営について

- ① 個人、団体、グループの自主性を尊重します。
- ② 参加する個人、団体、グループはお互いに誹謗中傷をしません。
- ③ 非暴力を徹底します。
- ④ 合意事項を尊重します。
- ⑤ 参加する個人、団体、グループの関係は対等平等です。

(2008/3/25)